

介護保険「福祉用具購入費」「住宅改修費」の 受領委任払いの取り扱いを7月から始めます

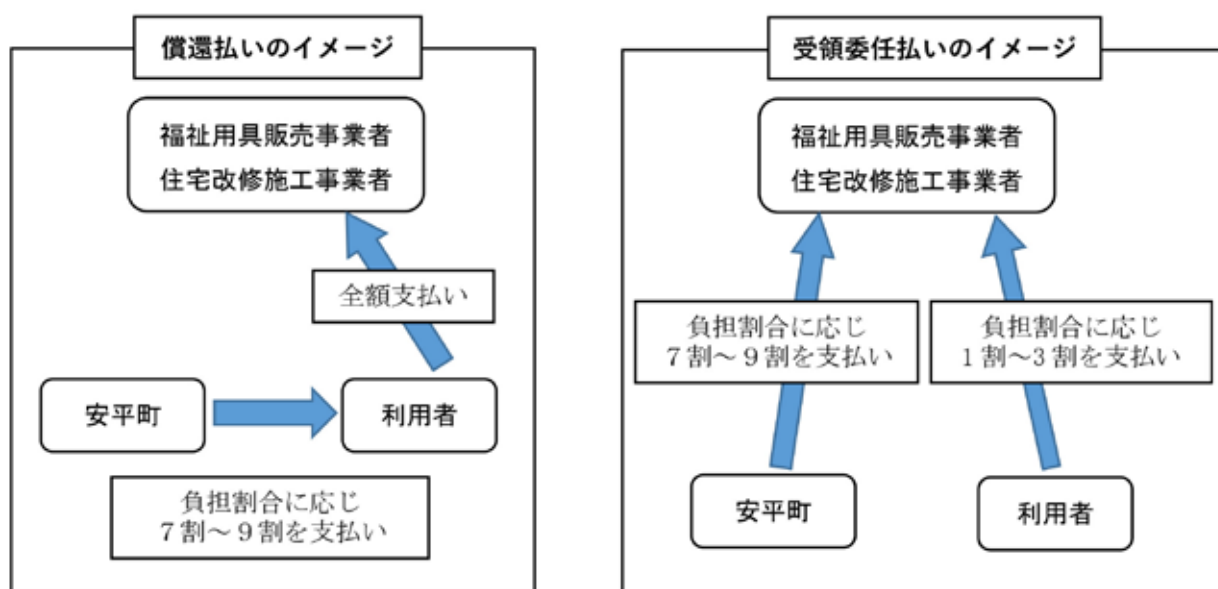
これまで、介護保険による福祉用具購入および住宅改修は、申請いただくと介護保険の対象となる経費の7割から9割相当額を、後から受け取る制度（償還払い）となっており、利用者はかかった費用の全額を一時的に負担する必要がありました。

そこで、7月より、利用者の一時的な負担を軽減するために、かかった費用の自己負担分（1割から3割および支給限度額を超える分）を事業者を支払うことで、福祉用具購入および住宅改修を利用できる受領委任払いの取り扱いを始めます。

これにより、利用者は従来の「償還払い」に加えて「受領委任払い」が選択できるようになります。

※町に登録された事業者が実施した場合のみ受領委任払いが可能です。

※介護保険対象外の経費については全額自己負担です。



問合せ 健康福祉課介護グループ ☎ 7072

役場職員の「ナチュラル・ビズ・スタイル」を 実施しています

役場では、これまで地球温暖化対策の一環として、夏季は「クールビズ」、冬季は「ウォームビズ」に取り組んできました。

この取り組みを発展させ、年間を通して省エネや節電を強く意識し、気候や室温に合わせた職員一人ひとりが働きやすい服装について自主的に判断し執務を行う「ナチュラル・ビズ・スタイル」を昨年から実施しています。

来庁される皆様におかれましては、ご理解のほどよろしくお願いします。

なお、町が主催する会議の服装についても、ノーネクタイを基本とした「ナチュラル・ビズ・スタイル」を励行します。会議に出席される皆様も、趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。

問合せ 総務課総務グループ ☎ 2511